

「災いが起こる」と言われて不安になって… 開運商法のトラブル!

相談事例

雑誌の広告を見て9千円の開運ブレスレットを購入した。後日その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば霊能者が運勢をみる」と言われた。試しに送ってみたところ、「先祖の供養をしたほうがよい。しないと親や子どもに災い降りかかる」などと言われ、洗脳されたようになって50万円振り込んでしまった。

その後も祈とうが必要だと言われ、300万円振り込むように要求された。「誰かに言うと、その人にも災い起こるので話してはいけない」と言われているが、あまりに高額な請求におかしいのではないかと思い始めた。

(60歳代 女性)

雑誌に載ってた
「開運ブレスレット」
買っちゃった♡



トラブルに遭わないために

- ◆雑誌広告などを見て開運グッズを購入したことをきっかけに、祈とうサービスなど関連商品の契約をさせられるトラブルの相談が依然として寄せられています。
- ◆事例の他にも、「あなたの邪気が強すぎて偉いお坊さんに祈とうしてもらう必要がある」「おはらいをすれば大金が手に入る」などと言われて高額な料金を支払ってしまったケースもあります。
- ◆お金を多く払うことで、運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱりと断りましょう。
- ◆電話で勧誘されて契約した祈とうサービスや商品などについては、クーリング・オフ等ができることがあります。
- ◆困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

クイズで学ぼう！消費生活のキホン（問）



高知県立消費生活センター
キャラクター
くまっちゃん

Q. インターネット通販等、通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されない?

- ① 適用される
- ② 適用されない

答えは次のページ⇒

出典：新成人のためのカシコイ消費者
ハンドブック「オトナガク」